

第百八十八號 每月一日發行
昭和十四年五月一日發行
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷(第五號)

昭和十四年五月

(禁轉載)

論叢

貨幣の非中立性……………文學博士高田保馬
日本の經濟力……………經濟學博士柴田敬

時論

支那法幣の前途と中南支貿易……………經濟學博士木村增太郎

研究

啓蒙時代に於ける支那研究とその現代的意義……………經濟學士鳥恭彦
農山漁村民の所得と租稅負擔……………經濟學士田杉競
ウエーバーの初期の研究……………經濟學士出口勇藏
ウィクセルに於ける貨幣論の構想とその發展……………經濟學士服部新一

說苑

十四、五世紀に於けるイタリヤの簿記法……………經濟學士岡本愛次
統計的集團に於ける形式的同種性……………經濟學士有田正三
幕末上海貿易の一史料……………經濟學博士本庄榮治郎

附錄

彙報
外國雜誌論題

説苑

十四、五世紀に於けるイタリヤの簿記法

はしがき

岡本愛次

ライプツツの商科大學教授ペンデルフはパチオリの歴史的な著作、“Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalia.” の Tractatus XI. Particularis de computis et scripturis の翻譯を發表した。パチオリの生涯並に彼の後の簿記書に對する影響の考察に加ふるに、第一章に十四、五世紀のイタリヤの簿記法をジェノア、ベニス、トスカナに分けて精密に研究し、且著書の末尾に簿記史の文献を加へてをる。

第一章の目的は如何なる程度までパチオリの著書が當時の實踐に相應じ、一致せるものなるかを確定せんためである。かくて彼は、當時のイタリヤの實社會に於ては複式簿記法なるものは既に十四、五世紀に知られ使用されてをり、その上

十四、五世紀に於けるイタリヤの簿記法

幾多の點に於てパチオリの敘述を越えてをることを知り、且又パチオリが複式簿記法の發明者であるといふ今なほ偶々出會ふ意見の誤つてをることが、明瞭となると述べてをる。既に十四世紀の終りに吾々は經營簿記を見出すのであるが、一世紀後のパチオリの“Summa”の中には何等その敘述を發見することが出来ないものである。實にパチオリ自身//吾々は確に他のいづれにもまして推奨すべきベニス式方法を使用する//と述べて、自らが發明者でないことを明らかにしてをる。

私がこゝに紹介したいと思ふのはこの第一章即ち十四、五世紀のイタリヤの簿記法に關してである。

一

先づ如何なる範圍の史料を如何なる點につき如何様に考察したかを見なければならぬ。ペンドルフは個々の史料につき、記載内容、その表示形式、複式記帳、締切、帳簿組織、殘高表(Bilanz)を中心として記載文字、數字、貨幣單位に到るまで注意を拂つてをる。^{註一}而して彼は借方貸方の對置(Gegenüberstellung)並に完全なる勘定組織(財産勘定系統と資本勘定系統とを有し複式記帳が完全に行はれること)を有し、記帳される價額が同一

第四十八卷 八五五 第五號 一二七

- 1) Balduin Penndorf, Luca Pacioli, Abhandlung über die Buchhaltung 1494. 1933. Stuttgart.
- 2) 例へば F. Datini の帳簿を見よ。Penndorf, Luca Pacioli ouv. cité, p. 42-46.
- 3) これに關し田中藤一郎パチオリ以前に於ける伊太利簿記の展望(會計36卷2號、p. 181)の紹介あり。

の貨幣單位でなされるものを複式簿記法と稱し、借方貸方が上下に積重ねられ (Unterinander) 不十分な勘定組織を有するものを單式簿記法と稱する。

如何なる範圍の史料を如何様に考察したかの點については紙數の都合上、史料の名稱、年月、及びその一、二に少し註を附するに止める。

ジェノアに於て、ジェノアの市の財務官史 (Massari) の帳簿 (一三四〇年) 並にサン・ジョルヂョ銀行の帳簿 (一四〇八年以來) を發見し、ペンドルフは前者に於て複式簿記法の最初の適用を見る。

ペニスに於ては、ドナルド・ゾランツオの舊帳簿 (一四一〇—一四一六年) 新帳簿 (一四〇六—一四三四年) が存在し、又バルバリーゴ家の帳簿 (一四三〇—一四四〇、一四四〇—一四四九、一四五六—一四八二年) を發見し、後者に既に後にイタリヤ式簿記法と稱せられるものゝ形態を見出す。

トスカナに於て、一二二一年のフロレンスの銀行家の帳簿は吾々の知る最古のものであるが、その他フロ

レンスの Manno Jachopi の帳簿 (一二七二—一二七五年) ペルチ商會の羊皮紙綴 (一三〇八—一三四五年、その中機密事項簿は一三三六—一三四五年、元帳は一三三六—一三四五年の記入を含む) 銀行家のバルデイの帳簿 (一三三〇—一三四六年) dei Bene 會社の營業簿 (一三一八—一三二三年) メヂチ商會の營業簿 (最古のものは一三九五年) 等あるを發見する。しかし最も興味あるは Franziskus di Marco in Palo の營業簿で、一四世紀の後半期からその終りまで續くそれは單式簿記法から徐々と複式簿記法に移行する姿態を示す。財産目錄、殘高表もそこに存在するを認める。

註一 併し彼は大部分直接に史料を観察することなく先學の研究書特に H・ジーフエキング、F・ベスタの著作を通すことに依り果してをる。

二

彼の上述の帳簿の研究結果の總括を示せば次の如くである。

最古の帳簿は一二二一年のフロレンスの銀行家の記

帳せるものであるが、それは一五〇年後ドイツで（例へばウィニコ・フォンゲルダーゼンの帳簿に於て¹⁾）出會ふ如き方法即ち負債を記しその下に仕拂を記したものである。この記載は勘定にまで展開した^{註一}。先づ第一に人名勘定、後に十三世紀の終り頃物的勘定の出現となつた。借方附けと貸方附けとは初め上下に積重ねて記せられたのであるが、既に *dee dare, deno dare, ci a dato, ane dato-dee avere, deno avere, ane avuto* に依り表現せられた。早くも一二八八年^{註二}借方と貸方の對置を發見するのであるが人々が、この方法をベニス式と指稱する所^{註三}よりしてベニスにその起源を有する様に思はれる。然し未だ勘定組織は不充分で特に資本金勘定並にそれより派生する諸勘定を缺いて居た。借方附けと貸方附けの記載位置の上下であること、並に不十分な勘定組織かくて單式簿記法は十四世紀の經濟生活によく使用された。しかしその後一世紀を経過する中に借方貸方の對置と勘定組織の充實化かくて複式簿記法への移行を觀察するものである。

十、四五世紀に於けるイタリヤの簿記法

複式簿記法の一層の完成を十四、五世紀のベニスに於て發見し（ベニスに於て發見する最舊の複式簿記帳簿は一四〇六—三四年のゾランツォの新帳簿である）。そこから後にイタリヤの他の地方並に外國に流布してゆき、かくて十六世紀のドイツに於てもその存在を確認するものである。

次に帳簿組織を見ると、このイタリヤの複式簿記法は最初たゞ一元帳を知つて居たのみである（ジエノアに於て *cartofarium*, トスカナに於て *libro* 或は *libro grande*, ベニスに於て *quaderno* と稱した）。そしてこの元帳は最初羊皮紙、後に木綿紙から成つてをり、裝幀は初め革を以て覆はれ大きな紙を打附けられた板紙を以てなし、後に羊皮紙、皮卓、紙を以てなした。それらは印章（十字架、星章）或は字母により區別され、多くはある宗教的前書^{註一}を以て始まり、目的、名稱、所有者、筆記者に關する記述が之につゞく、記入文字は最初ラテン語後にイタリヤ語であつた。元帳の中には人名並に物的勘定が記載される。

第四十八卷 八五七 第五號 一二九

- 1) B. Penndorf, Geschichte der Buchhaltung in Deutschland, p. 9
- 2) トスカナの Gasparello Diotaiti von Prato がオウベルニューにて記帳した羊皮紙に於て發見する。
- 3) alla veneziana, フロレンスの Paliano di Falcho に屬する帳簿(1382年), 1459年のフロレンスの商人 Americo Benci の機密事項簿等より明らかである。

勘定の頭文字は目立つ書體で本文の外におかれる。

次の記入は前の記入の下に同じ形式で *et* といふ言葉で始まる。勘定名題に借方と貸方 *debetare* *luere* *avere* がつく。後に兩側の *debet* が脱落した(かくてイタリヤに於ては *debito* *creditum* の語が使用されてくる)。年數は勘定名題の上をかけたのであるが、一方日附は大部分本文中にあらはれた。價額は終りに特別の價額欄にをかけたのであるが、屢々その外本文中にも記入された。初めローマ數字が使用せられ、十三世紀の初レオナルド・ピサの力に依りインドアラビア數字がますます行はれて來たのであるが、その利用は禁止せられた。價額欄に始めてアラビア數字を見出すのはやつと十四世紀の前期に於てである。⁴⁾ 反對項目に對する指示は屢々この帳簿の第何葉の形式でなされた。^{註三} 後にこの元帳に準備簿たる日記帳、仕譯帳が加つて來る。日記帳は最初の記入簿であり、やがてそれは仕譯帳に秩序的に移され、且同一の貨幣單位に換算される。仕譯帳と元帳との密接な聯關は先づ第一にベニス

人に依り確立せられた。仕譯帳の記入は年代的のものであり、各頁の上方に年號があり、日附は記入の上或は行文中にをかされた。而して個々の記入は一本の水線に依り區別せられた。先づ初に債務者が *debit* を以て呼ばれそれから債權者が *credit* を以てそれについたが、十五世紀の中頃兩者は一の垂直の線に依り區別せられ、後に二個の線に依りなされた。^{註四} 本文の前に轉記せられた元帳の二勘定の葉數が記入され、轉記後仕譯記入は抹殺せられた。補助帳簿の中、先づ第一に現金帳簿があり次いで商品帳簿、それに證書帳簿、手形帳簿、雜費帳簿、その上に屢々家計の雜費、俸給、地代等のための特殊の帳簿が加はる。財産目録のためには時偶同様に特殊の帳簿 (*libri possessionum* 所有物帳簿) が存する。殘高表と組合契約は機密事項簿に記入された。一の勘定が紙面の缺乏のため他の場所に繰越されるときは、その勘定は借方貸方平衡にせられそこに生ずる殘高が繰越される。しかし何等仕譯記帳をしない。新帳簿が始められねばならない場合屢々殘高は舊帳簿

4) 1430年 Jakob Badoers がコンスタンチノーブルにて記帳した營業簿の中に發見される。

の最後の紙面に集められ、こゝより新帳簿の個々の勘定にもたらされた。

締切は屢々毎年起つたのであるが、この際よく財産目録が作られその場合の評価は調達價格乃至見積りに依りなされた。又既に減價銷却が特に動産、債權、商品についてなされた。商品の利潤はしばしば個々の口別について販賣後に直に確定せられ成果勘定に繰越され、混合勘定を作らなかつた。⁵⁾ 締切と勘定の再開始は非常によく残高勘定 (*Konto saldo*) が採用せられた。稀に残高勘定にはたゞ、残高總額のみが示されたが、この場合には個々の勘定残高は直接に次の帳簿乃至更に同一帳簿の他の紙面に繰越された。残高表 (*Bilanz*) は債務者、不動産、動産、現金在高、債權者を示し、次いでその下に資本金勘定並に純益が存在する。⁶⁾ 純益はなほ元帳からの損益勘定の寫しに依り確證せられた。

次に帳簿の利用を見るに、帳簿と残高表は既に一四〇〇年頃課税のための基礎として役立てられた。そのため官廳による厳密なる吟味が行はれたのであるが

それは今日に到るまで續いてをる。營業簿は次に爭議並に訴訟の際に重要な役割を演じた。その檢證力を見るに、證據立てられた商業帳簿への記入は誓約の庇護の下にあり、かくて法廷の前に於てかゝる記入を否認する者は何人も偽誓者にあたひするわけである。

簿記法に關する法律的规定は、先づ一三二七年ジュノアの都市共和國の簿記につき存在する。^{註五} フロレンスに於ては帳簿の記帳を一定の規定に依りなすことを要求したのは第一にギルドであつたが、吾々は *Arte de Cambio, Arte di Calimata* にその規定を見つける。一層高級なるギルドは、帳簿がギルド公證人に依り認可され、第一頁に總ての出資者の商號、姓名、洗禮名並に帳簿の内容がのべられかくて帳簿が公的性質をあたへられることを望んだのであつた。

註一 *Il Stevking, Aus venetianischen Handlungsbüchern, Schnoller Jahrbuch, t. 25, p. 1496. 參照。* 取引の多かれ少かれ無形式の敘述から商業帳簿に於ける記入は勘定の借方附け又は貸方附けとなつた。 *rationes* は一の獨立的意義を得た。個々の顧客に對し *ratio* が開かれ、彼でなくその *ratio* (勘定) が個々の項目に依り借方附け貸方附けられる。

5) 參照。Penndorf, Luca Pacioli, p. 33.

6) 參照。Penndorf, Luca Pacioli, p. 40, 41.

7) Doren, Studien aus der Florentiner Wirtschaftsgeschichte, 1908, Bd. 11, p. 627, 628.

Davidsohn, Geschichte von Florenz, Berlin, 1925, Bd. IV, p. 132.

註二 ベニス人ヤコブ・バドアの營業帳簿(一四三六—三九)の第一頁に次の記入がある。“Im Namen Gottes u. des guten Gewinnes, Buch von mir, Jakob Badoer, über die Reise nach Konstantinopel, ……………”

註三

Ser Jan mantegan da spil Ser Jan alinchontro

inbergo deno dar di 17 deno auer die 15

marzo, per …………… dezenbrío, per……

in questo K. 97.

in questo K. 72.

L. XVII. I. II.

L. XVII.

(シラントオの一四二三年の記帳より)

註四 例へばニコロ・ベルバリーゴ(一四五七—八二)の仕譯帳より次の記入を見出す。

9/2 Per Nichollo Barbarigo | A Chasa contadi a maestro Troillo per insegnarne l'abacho, val. l'is. d. i. 後記入を見ると次の如くである。

Per spexe de viver de chasa || A chasa

註五 元帳の記帳は銀行式(ad modum banca)に依りなすことが望まれた。

三

史學研究にとり史的事實を確定することは第一の要件であるが、本稿に於けるペンドルフは専らこれにくくしてをる。ペンドルフの史料の研究範圍、個々の史料についての研究項目は先述した。

一、研究範圍に關しては、イタリヤの勘定帳簿の重なるも殆ど全部と考へられる。たゞフロレンスに於て羊毛業を營めるメヂチの分家の勘定帳簿の考察を缺く。^{註一}

二、研究項目に關しては、上述の外記載結果の吟味方法についての考察を加へねばならぬ。複式簿記法に於て組織の中にかくも巧に綜合せられてをる試算表を通してなす記載結果の吟味方法は既に、特殊な形式に於てであれ、單式簿記法に於て存在することが簿記史家 de Rouver に依り述べられてをる¹⁾。ただし記載結果の吟味方法は簿記法にとり本質的なものであるからである。なほ複式簿記法の規定は一應正しいと云はねばならぬ。

三、更に單式簿記法に於ける勘定の表示形式を單純に un-tereinander となすは問題である。²⁾

四、史實相互の連關、因果關係の究明に依る史實の發達進化の解明は次の課題となる。

註一 十五世紀の前半期より十六世紀にわたるそれは單式簿記法より複式簿記法への發展を示すものである。拙稿複式簿記法の形成過程に就いて、第三章參照經濟論叢四八卷三號。E. Eklter, Glossary of mediaeval terms of business, p. 348 et suiv. Cambridge (mass) 1934-

1) 拙稿 複式簿記法の形成過程に就いて、第二章參照。經濟論叢48卷3號
2) art. cité, 第二章參照。